

みんなの学び応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習推進事業「まなびの森」の一環であるみんなの学び応援事業として、町内の各種サークル、グループあるいは各種実行委員会（以下「主催団体」という。）が、生涯学習の振興を目的として、知識や技術の習得を目指し、広く一般町民を対象として自主的に企画運営し開催する学習活動（以下「企画事業」という。）に対して事業費の一部を補助し、多様化する町民の学習ニーズに対応した生涯学習活動の推進を図ることを目的とする。

(企画事業の形式)

第2条 企画事業は、学習会、講習会、講演会、講座、見学会、上映会、芸術鑑賞会等とする。

(企画事業の分野)

第3条 企画事業は、広く生涯学習に関わるもので次の分野に該当するものとする。

- (1) 芸術・文化・趣味・教養・スポーツに関する分野
- (2) 日常生活・社会生活に関する分野
- (3) その他、教育委員会が適当と認めた分野

(主催団体の要件)

第4条 主催団体は、5人以上の町民で構成する団体とする。

(企画事業の要件)

第5条 企画事業の要件として、次のとおりとする。

- (1) 主催団体が自主的に企画運営し、チラシやポスターなどを利用して、広く町民に参加を募集するものとし、5人以上の参加を見込める内容とする。なお、主催団体の構成員のみを対象とした企画事業は認めない。
- (2) 当該年度、1団体につき1事業とする。ただし、同年度内で連続して行う事業は1つの事業とみなす。
- (3) 同一団体が同一事業を継続して行う場合は、3年度または3回を上限とする。
- (4) 企画事業は、政治活動、宗教活動、営利営業活動（塾的要素も含む。）、個人の利益や売名行為及び受験等資格取得を目的としないものとする。
- (5) 国又は地方公共団体等から補助を受ける事業は認めない。

(主催団体の役割)

第6条 主催団体の役割は、次のとおりとする。

- (1) 経費の確保（自主財源、参加者負担金等）

- (2) 講師の確保及び送迎
- (3) 会場の確保及び設営撤去
- (4) 器具、資料、材料等の準備
- (5) 開催当日の運営
- (6) 周知・広報活動
- (7) 参加者の取りまとめ

なお、広告、チラシ、当日のしおり等については、『生涯学習推進事業「まなびの森」対象事業』を明記することとする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる経費は、報償費、旅費（講師招へい交通費）、消耗品費、印刷製本費、役員費、原材料費、使用料及び賃借料、そのほか、教育委員会が特に必要と認めた経費（人件費及び食糧費を除く）とする。
- (2) 講師の招へいに係る経費は、講師が主催団体に属する場合、またはそれと見受けられる場合は、対象としないこととする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次のいずれか低い額とし、1事業につき15万円を限度とする。

- (1) 補助対象経費に10分の8を乗じた額とし、千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額
- (2) 補助対象経費から補助対象事業に係る収入を差し引いた額

(事業計画の承認申請及び審査)

第9条 事業を実施しようとする主催団体は、みんなの学び応援事業計画承認申請書（別記第1号様式）に、みんなの学び応援事業計画書（別記第2号様式）及び関係書類を添えて教育長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 教育長は、効果的な事業の実施を図るため、教育委員会会議において、提出された事業計画書等を審査し、対象事業の承認又は不承認を決定し、みんなの学び応援事業計画承認（不承認）通知書（別記第3号様式）により通知する。

(補助金の交付申請)

第10条 事業計画の承認を受けた主催団体は、補助金の交付を受けようとするときは、教育長に対し、補助金等交付申請書に関係書類を添えて申請する。

(補助金の交付決定)

第11条 教育長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の交付決定の内容及び必要な条件を付して通知する。

(補助金の概算払い)

第12条 補助金の交付決定を受けた承認団体等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払いの必要があると認めたときは、当該概算払いの決定をし、通知する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に、ポスター、チラシ、チケット、状況写真、新聞報道記事等の関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 教育長は、補助事業等実績報告書を受理したときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(決定の取消し等)

第15条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業を中止又は廃止したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他の不正行為があったとき

(帳簿の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理を明確にするため当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年規則第7号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。